

## 議案第 1 2 号

### 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「者に」を「ものに」に改め、同項第 1 号中「とき。」を「もの」に改め、同項第 2 号中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、「とき。」を「者」に改め、同項第 3 号中「もの」を「者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（4）前 3 号に掲げる者のほか、特別の事由がある者

#### 附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 3 条第 1 項の改正規定（同項に 1 号を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

国民健康保険税の減免の対象となる者に係る規定を改めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。